

社会福祉法人 誠心福祉協会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠心福祉協会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤の理事 定款第21条にかかわらず、報酬等は支給しない。
- (2) 常勤の理事長 報酬
- (3) 非常勤の役員 報酬
- (4) 評議員 報酬

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤の理事長に対する報酬の額は、次による報酬等に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬 月額 200,000 円とする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等に応じて定めるものとする。

- 1 非常勤の役員等に対する報酬の額は、理事会等への出席1回につき 10,000 円とする。
- 2 監事監査への出席1回につき 20,000 円とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき 10,000 円とする。
- 4 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事長に対する報酬の支給の時期は、当該に定める時期とする。

- (1) 報酬の支給日は、理事長が別に定める。
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、それぞれの理事会又は評議員会に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、通貨を持って本人（死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人からの申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改 廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(附 則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めること

とする。

附 則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。